

I 本組合退職手当条例等の一部改正概要について

1 改正概要

退職給付における官民較差（平均 78.1 万円）の解消を図るための国家公務員の退職手当の支給水準引下げに準じ、本組合退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる割合（調整率）を引下げる。

(1) 調整率の引下げ

退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引下げる。

調整率の適用対象は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての一般職の退職者に適用する。

(2) 施行期日

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

II 退職手当の計算の仕方

1 退職手当の額

一般の退職手当の額は、「退職手当の基本額」に「退職手当の調整額」を加えて得た額とする。(平成18年4月1日施行)

2 退職手当の 基本額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の基本額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{\text{勤続年数及び退職事由に応じて定められた支給率(P5)}}$$

(1) 給料月額

- ㊦ 退職の日の給料月額とする。
- ㊧ 医療職職員等で給料の調整額を支給されているときは、当該調整額を加えた額とする。
- ㊨ 休職、停職、減給等により給料月額の一部又は、全部を支給されないとき若しくは、育児短時間勤務取得期間中においては、本来受けるべき給料月額とする。
- ㊩ 特例給料月額

次の条件を備えた者が定年前に退職する場合には、退職日給料月額に、その者の定年年齢から退職の日の年齢を差し引いた年齢1年当たり2%を加算した額を退職手当の算定の基礎となる給料月額(以下「特例給料月額」という。)とする。

[条件]

- ① 勤続期間 25年以上
- ② 年齢 定年から10年を減じた年齢以上(定年60歳の場合は、50歳以上)
- ③ 退職日 定年に達する日(定年60歳の場合は60歳誕生日の前日)の6月前までに退職
- ④ 退職事由 整理退職(定数の減少、組織の改廃等)、勸奨退職、公務上の傷病死亡退職

$$\boxed{\text{特例給料月額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{1 + (0.02 \times \text{定年までの残年数})}$$

〔計算例〕	① 勤続期間	33年	② 退職時の年齢	55歳(定年までの残年数 5年)
	③ 退職事由	勸奨退職	④ 退職日給料月額	380,000円
	・ 特例給料月額			
	$380,000円 \times (1 + 0.02 \times 5年) = 418,000円$			

(2) 勤続期間

- ㊦ 公務員としての引き続いた在職期間。(退職手当の支給を受けた期間を除く。)
- ㊧ 在職期間の計算は、職員となった月から退職した月までの月数となる。
- ㊨ 休職、停職、育児休業などの期間については、その2分の1の期間(育児休業期間のうち当該子が1歳に達した日の属する月までの期間又は、育児短時間勤務取得期間については3分の1の期間)が除算される。ただし、自己啓発等休業期間(一定の条件を満たした場合は2分の1の期間)、配偶者同行休業期間及び、組合専従職員期間については、その全期間が除算される。
- ㊩ 在職期間に1年未満の端数月があるときは、切り捨てる。

3 退職手当の 調整額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の調整額}} = \boxed{\text{調整月額}} \times \boxed{\text{月数 (60月を限度)}}$$

(1) 職務の級に対応する各区分の調整月額及び基準 (適用例)

職員の区分	調整月額	対応する職員の基準(例)					
		行一	行二	医一	医二	医三	公一
第1号区分	70,400円			5級			
第2号区分	65,000円			4級			
第3号区分	59,550円	8級		4級			9級
第4号区分	54,150円	7級		4級	8級	7級	8級
第5号区分	43,350円	6級		3級	7・6級	6級	7級
第6号区分	32,500円	5級	5級	2級	5級	5級	6級
第7号区分	27,100円	4級	5級	2級	5級	4級	5・4級
第8号区分	21,700円	3級	4・3級(※1)	1級	4・3・2級	4・3・2級(※2)	4・3級
第9号区分	0円	2・1級	3・2・1級	1級	2・1級	2・1級	3・2・1級

※1 3級在職期間が120月を越える期間から適用。

※2 2級在職期間が360月を越える期間から適用。

※ 退職手当の調整額の基準は、職員の職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、総合的に任命権者が定め、職員の区分(退職手当条例第6条の4第1項各号に掲げる区分)を決定しなければならない。(本組合退職手当条例施行規則第10条の2)

※ 各団体の調整額の基準についてなお確認のこと。

(2) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

<自己都合退職者以外の退職者>

㊦ 勤続期間が1年以上4年以下のものは、(1)で計算した額の2分の1に相当する額。

㊧ 勤続期間が1年に満たないものは、調整額は支給されない。

<自己都合退職者>

㊨ 勤続期間が10年以上24年以下のものは、(1)で計算した額の2分の1に相当する額。

㊩ 勤続期間が9年以下のものは、調整額は支給されない。

(3) 退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等

調整額を勘案する期間で休職等がある場合は勤続期間と同様に控除する。

4 平成25年4月1日以降に退職する者に適用する平成18年条例改正の経過措置

(1) 新制度適用日前日額の保障

平成18年4月1日以後に退職した者の退職手当について、新条例で計算した退職手当の額が新制度適用日前日額（平成18年3月31日に退職したと仮定した場合に支給される退職手当額）よりも低い場合は、高いもの（新制度適用日前日額）を支給する。

※ 新制度適用日前日額＝新制度適用日前日（平成18年3月31日）に実際に退職したのと同じ理由で仮に退職したとした場合の退職手当額

※ 加美町、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合については、新制度適用日は平成19年4月1日（新制度適用日前日 平成19年3月31日）

(2) 保障退職手当額の計算方法

$$\boxed{\text{新制度適用日前日額}} = \boxed{\text{算定基礎給料月額 (㉞)}} \times \boxed{\text{支給率 (㊥)}} \\ \text{(㉞及㊥によって求めた率 (P5))}$$

- | | |
|------------|------------------------------|
| ㉞ 算定基礎給料月額 | 新制度適用日前日の給料月額又は特例給料月額 |
| ㉞ 在職年数 | 新制度適用日前日までの在職年数とする |
| ㉞ 退職理由 | 実際に退職したのと同じ理由 |
| ㊥ 支給率 | 平成18年条例改正前の支給率（P5網掛け部分の支給率表） |

5 退職手当支給率表

(平成30年4月1日～)

年勤数続	自己都合退職		定年退職・勸奨退職	
	H18年条例改正前	現行	H18年条例改正前	現行
1	0.5022	0.5022	0.837	0.837
2	1.0044	1.0044	1.674	1.674
3	1.5066	1.5066	2.511	2.511
4	2.0088	2.0088	3.348	3.348
5	2.511	2.511	4.185	4.185
6	3.7665	3.0132	5.022	5.022
7	4.39425	3.5154	5.859	5.859
8	5.022	4.0176	6.696	6.696
9	5.64975	4.5198	7.533	7.533
10	6.2775	5.022	8.37	8.37
11	7.43256	7.43256	9.2907	11.613375
12	8.16912	8.16912	10.2114	12.76425
13	8.90568	8.90568	11.1321	13.915125
14	9.64224	9.64224	12.0528	15.066
15	10.3788	10.3788	12.9735	16.216875
16	11.11536	12.88143	13.8942	17.890875
17	11.85192	14.08671	14.8149	19.564875
18	12.58848	15.29199	15.7356	21.238875
19	13.32504	16.49727	16.6563	22.912875
20	17.577	19.6695	21.97125	24.586875
21	18.5814	21.3435	23.22675	26.260875
22	19.5858	23.0175	24.48225	27.934875
23	20.5902	24.6915	25.73775	29.608875
24	21.5946	26.3655	26.99325	31.282875
25	28.24875	28.0395	33.8985	33.27075
26	29.50425	29.3787	35.4051	34.77735
27	30.75975	30.7179	36.9117	36.28395
28	32.01525	32.0571	38.4183	37.79055
29	33.27075	33.3963	39.9249	39.29715
30	34.52625	34.7355	41.4315	40.80375
31	35.5725	35.7399	42.687	42.31035
32	36.61875	36.7443	43.9425	43.81695
33	37.665	37.7487	45.198	45.32355
34	38.71125	38.7531	46.4535	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709
36	40.80375	40.7619	47.709	47.709
37	41.85	41.7663	47.709	47.709
38	42.89625	42.7707	47.709	47.709
39	43.9425	43.7751	47.709	47.709
40	44.98875	44.7795	47.709	47.709
41	46.035	45.7839	47.709	47.709
42	47.08125	46.7883	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

6 退職手当にかかる税金

退職手当には、所得税（復興特別所得税を含む）と住民税（市町村民税と県民税）が課税され、退職手当の支給を受け取る際に徴収される。

退職手当にかかる税金は分離課税になっており、あとで他の所得と合算して課税されることはない。

(1) 税の概算額と計算方法

退職手当にかかる税額は、退職手当の額から、退職所得控除額（①）を控除した後の額に課税される。控除後の金額に応じて8ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算額を求める。

※ 退職手当に係る所得税・住民税はそれぞれ求め方が異なるが、ここでは簡便な方法で概算を求められるように作成している。

① 退職所得控除額

- 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(勤続年数が2年以下の場合80万円)
- 勤続年数が21年以上の場合
800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数別の退職所得の控除額は、7ページ「勤続年数別退職所得控除額表」とおり。

② 退職所得控除後の額

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{①退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の額}} \text{ ④}$$

P 7 勤続年数別退職所得
控除額表 参照

↓
実際に課税される額

③ 税の概算額

$$\boxed{\text{④退職所得控除後の額}} \rightarrow \left. \begin{array}{l} \text{所得税} \\ \text{住民税} \\ \text{計} \end{array} \right\} \text{ P 8 「退職所得にかかる所得税と} \\ \text{住民税の早見表」参照}$$

退職所得控除後の額④から、8ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算の税額を算出する。

(2) 退職手当の手取額

退職手当額から、(1)で求めた税額を差し引く。

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{退職手当手取額}}$$

※ 退職時に市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の物資・貸付事業の未償還金残高がある場合は、退職手当から差し引いて、各共済組合へ送金。

勤続年数別退職所得控除額表

(平成30年4月1日現在)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に 勤続年数が40 年を超える1年 ごとに700千 円を加算した金 額	23,000千円に 勤続年数が40 年を超える1年 ごとに700千 円を加算した金 額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

◇ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。
(勤続30年1月の場合は、31年となります。)

退職所得にかかる所得税と住民税の早見表

(平成25年1月1日から適用)

退職所得控除後の金額	所 得 税 (復興特別所得税を含む)	住 民 税	合 計
25 万円	6,381 円	12,500 円	18,881 円
50	12,762	25,000	37,762
100	25,525	50,000	75,525
150	38,287	75,000	113,287
200	51,050	100,000	151,050
250	63,812	125,000	188,812
300	76,575	150,000	226,575
350	89,337	175,000	264,337
400	104,652	200,000	304,652
450	130,177	225,000	355,177
500	155,702	250,000	405,702
550	181,227	275,000	456,227
600	206,752	300,000	506,752
650	232,277	325,000	557,277
700	278,222	350,000	628,222
750	329,272	375,000	704,272
800	380,322	400,000	780,322
850	431,372	425,000	856,372
900	482,422	450,000	932,422
950	533,472	475,000	1,008,472
1,000	584,522	500,000	1,084,522
1,050	635,572	525,000	1,160,572
1,100	686,622	550,000	1,236,622
1,150	737,672	575,000	1,312,672
1,200	788,722	600,000	1,388,722
1,250	839,772	625,000	1,464,772
1,300	890,822	650,000	1,540,822

- ◇ 退職所得控除後の金額を2分の1しない金額で税額を求める。
- ◇ 控除後の金額は50万円刻みにしているため、金額の近い欄で概算の税額を求める。
- ◇ 勤続5年以下の退職者は税額の計算方法が異なるため、この早見表は使用できない。